

教育職員免許状

取得できる免許状の種類・教科

- ・音楽学部音楽学科
 - 中学校教諭1種免許状（音楽）
 - 高等学校教諭1種免許状（音楽）
- ・大学院音楽研究科修士課程
 - 中学校教諭専修免許状（音楽）
 - 高等学校教諭専修免許状（音楽）

免許状の効力

- ・普通免許状は、1つの都道府県（教育委員会）から授与されるが、すべての都道府県において有効である。国公立学校の別はない。
- ・普通免許状（平成21年4月1日以降に授与されたもの）の有効期間：10年間
- ・有効期間の更新：最新の知識技能の修得を目的とする免許状更新講習を修了した者等について、免許状の有効期間を更新する。（平成23年11月現在）

教育職員免許状取得の所要資格

教育職員免許状を取得するための所要資格については、履修要項の教職課程に関する規定を熟読すること。

教職課程の履修

- ・教職課程を履修するには
 - ①教職課程の各科目の授業を履修するには、他の科目と同様に登録期間に受講登録をする。
 - ②学部2回生の4月に「学部新2回生教職課程説明会」に出席し、「履修カルテ」を作成し、期日までに提出する。
 - ③教育実習実施前年度の4月に教育実習オリエンテーションに出席して、教育実習履修登録を行わなければならない。
- ・教職課程に関わる科目の履修登録についての注意
 - ①教職課程の「教職に関する科目」全て及び「教科に関する科目」の一部は、卒業単位に算入されないので注意する。
 - ②中学校・高等学校両方の免許を取得する場合には、共通する科目の単位は「教職に関する科目」「教科に関する科目」とも両方の教科の単位として算入できる。
 - ③中学校教諭免許状を取得する場合、「介護等体験」を行わなければならない。

介護等体験

介護等体験とは

「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めること」「人の心の痛みがわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現」という法の趣旨により、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、対象となる施設で「介護、介助等の体験」を行うものです。

介護等体験の手続きおよび実施の概要

- ・対象者：中学校教諭免許状取得を希望する者。
- ・対象年次：2回生以上。 但し、教育実習と同じ年度には実施できない。
- ・体験先及び日数：出身都道府県（実家のあるところ）の盲・ろう・養護学校や特別支援学校2日間と社会福祉施設5日間 計7日間
- ・体験期間：受入れ先学校・施設等の指定する日程
- ・費用：盲・ろう・養護学校や特別支援学校での体験は無料（体験時に証明書代が必要）
社会福祉施設での体験は都道府県により7,500～12,000円
※申込み後に辞退した場合、費用は返金されない。

実施前年度の手続き等

【実施前年度の10月上旬】

介護等体験事前登録：介護等体験事前登録説明会に出席し、事前登録票を期日までに提出する。

【実施前年度の10月～3月】

申込み手続き：各都道府県の申込み手続き時期に、申込書類に費用を添えて提出する。

【実施前年度の1月末まで】

はしかの抗体検査結果の提出：詳しくは事前登録説明会で連絡する。

実施年度の手続き等

【実施年度の4月初旬】

健康診断：4月初旬に実施する健康診断（検尿・血圧等の諸検査・胸部エックス線撮影・内科健診の全て）を必ず受診する。

【実施年度の4月下旬】

介護等体験事前指導：必ず出席する。欠席者は介護等体験を行うことはできない。

【体験期日の約1ヶ月前】

細菌検査結果（検便）等：体験先施設により細菌検査が必要な場合は直接保健室に申込みをする。
福祉施設によっては、事前にオリエンテーションが実施される。

介護等体験の実施

各自が、指定された日程に、盲・ろう・養護学校や特別支援学校（2日間）と社会福祉施設（5日間）にて介護等体験を行う。

介護等体験証明書

介護等体験先の盲・ろう・養護学校や特別支援学校および社会福祉施設において記載事項の内容，押印を確認の上，「介護等体験証明書」を発行してもらい，この証明書を教務学生支援室に提出する。本証明書は，教育職員免許状申請時（通常4年次）に必要となる。なお，本証明書は再発行できないため，紛失した場合は再度体験を行う必要がある。

介護等体験「実施の記録」

介護等体験事前指導の際に配付する。介護等体験期間中は記録・日誌として使用し，体験終了後に必要箇所をすべて記入のうえ，全ての日程終了後，2週間以内に介護等体験証明書と共に教務学生支援室に提出する。

介護等体験期間中の授業の欠席

介護等体験期間中の授業を欠席する場合は，欠席届を事前に担当教員に提出すること。なお，公欠ではない。

介護等体験の取り消し・日程変更

原則として，介護等体験申込後の辞退・変更は認めない。なお，自己都合（アルバイト，就職活動等）により，辞退した場合は，次年度以降の申込みは受け付けないので，注意すること。

- ①やむを得ない事情により辞退する場合は，直ちに教務学生支援室に申し出ること。その場合でも，納入した費用は返金できない。
- ②体験直前や体験期間中の辞退は一切認めないが，病気等によるやむを得ない場合に限り，直ちに教務学生支援室担当に連絡をとり，その旨を伝えて指示に従うこと。

教育実習

教育実習とは（概要）

教育職員免許状取得に必要な要件であり、それまでに学んだ知識をもとに、一定期間大学を離れ、学校教育の現場で、教員としての知識・技能を現場の校長や指導教員のもとで修得することを目指す。

教育実習参加資格

- ①教育実習前年度に教育実習履修登録等の手続きをしていること。
- ②教育実習前年度までに（標準的には3年次終了までに）以下の単位を修得していること。

教育原理 教育行政学 教育心理学 教育課程論 音楽科教育法Ⅰ・Ⅱ *2011年度現在

教育実習校

原則として出身校で行う。国外の学校出身者あるいは自身の出身校で実習の受入れが困難な場合は、京都市の公立校に申し込むことができる。ただし受入れの数に限りがあり、許可されない場合も考えられるので、実習希望校に個人的に希望を申し出る等積極的な姿勢が望まれる。

教育実習時期および期間

- ①実習校の指示に従うこと。（例年5～6月が多い。）
- ②実習期間 中学校免許状取得の場合3～4週間、高等学校免許状取得の場合2週間

教育実習委託費

実習に際して教育実習委託費が必要となる。※委託費の額は地域・実習期間などにより異なる。

教育実習前年度における手続き

①教育実習オリエンテーション

教育実習の前年度に、教育実習についての手続き方法等のガイダンスを行う。

- ・日時：前期受講登録日
 - ・対象：次年度教育実習実施希望者
 - ・内容：教育実習校への実習依頼にあたっての手続き、事務費用の徴収（2011年度現在2,000円）
- *前年度に上記オリエンテーションに出席したが実習依頼校から内諾が得られず、教育実習を1年遅らせる場合も再度出席すること。

②教育実習校への訪問・実習受入れ依頼 [教育実習前年度の4月～6月]

- ・原則として、出身校に依頼すること。やむを得ず、出身校に依頼できない場合（出身校の都合で受入れを拒否された等）は、早めに教務学生支援室に相談に来ること。ただし、本学では、実習校を斡旋することはしていないため、個人で出身校以外の学校に依頼することとなる。
- ・以下の学校での教育実習を希望する者は、大学から一括申請を行うので、教育実習校への電話連絡・直接訪問は行わないこと。詳細は別途説明する。
○京都市立学校 ○神戸市立中学校 ○名古屋市立中学校
- ・実習校への訪問・受入れ依頼の手順については、教育実習オリエンテーションで詳しく説明する。

実習校によっては、先着順であったり、選考試験等を課す場合があるので、早めに依頼する。

教育実習内諾書を受け取った後の手続き

- ①実習希望校より「教育実習受入内諾書」を受け取ったら直ちに「教育実習履修登録票」に必要事項を正確に記入し、2通合わせて教務学生支援室に提出する。また、「教育実習受入内諾書」が実習校から大学へ後日直接郵送される場合は、「教育実習履修登録票」のみを期限内に提出する。
- ②「教育実習履修登録票」の提出期限：8月末日
- ③はしか（麻疹）の抗体検査結果の提出：1月末日

教育実習年度における指導・手続き等

・教育実習事前指導

教育実習を実施する前に必ず以下の事前指導を受けること。日程・場所の詳細は掲示する。
事前指導2回は事後指導とあわせて教育実習とは別の単位となる。

第1回：4月下旬 教育実習の目的と人権について

第2回：4月下旬（5月上旬） 教育実習の心構え及び注意事項

・実習校との打ち合わせ

実習校によっては、実習直前にオリエンテーション等が実施される。実習校から連絡があれば、必ず出席する。

・教育実習中の授業の欠席について

教育実習期間中の授業に欠席する場合は、欠席届を事前に担当教員に提出する。公欠ではない。

・教育実習実施

詳細については、「教育実習簿」（教育実習事前指導で配布）を参照のこと。

・教育実習簿および事後レポート等について

提出期限：前期に教育実習を行う場合は7月末日

8月以降に実習を行う者は、実習終了後2週間以内

教育実習簿および事後レポート等の提出は必須事項であり、未提出や遅れて提出した場合は単位取得ができないので注意する。

教育実習の成績評価

教育実習事前事後指導の出欠席・教育実習簿・事後レポート等および実習校からの教育実習成績報告票にもとづいて成績を評価する。

教育実習の辞退

教育実習の申込をした者は、志望変更などいかなる理由が生じても、教育実習の辞退は一切認めない。ただし、無資格者には辞退させる。やむを得ない理由で辞退する場合は、ただちに教務学生支援室に申し出ること。この場合、すでに徴収した実習委託費等の返却ができない場合もある。

教職免許状申請手続き

一括申請

卒業時に免許状を取得するには大学から一括申請をしなければならない。

一括申請の手続き

対象者：本年度中に教職課程所要単位（中学免許の場合は介護等体験を含む）を全て修得する見込みであり、かつ申請する年度に卒業（修了）する予定の者。

教育職員免許状授与申請事前登録説明会

一括申請に必要な教員免許授与申請登録用紙の記入等について説明する。

日時：10月上旬（掲示で連絡する）

登録：説明会で受け取った教員免許授与申請登録用紙に必要事項を記入し期限までに提出する。

*専修免許状申請者は一種免許状の写し（原本と同サイズでコピーしたもの）を必ず添付する。

*以前に他大学に在籍または卒業した者で、他大学で教職関係科目を修得した場合は、本学からの一括申請ができない場合がある。

*提出期限までに登録しない学生には卒業式当日に免許状を授与することはできない。後日各自で教育委員会に出向き、個人申請をする。

教員免許授与申請受付説明会

教員免許授与申請登録用紙の提出を行った者は申請費用の納入及び宣誓・署名・捺印をする。

日時：11月中旬（10月の事前登録説明会で周知）

手続き方法：京都府教育委員会で作成した申請者授与願の記載事項および宣誓内容について確認する。

申請した内容を確認のうえ、署名・捺印し、手数料（1件3,300円）を支払う。

一括申請に関する注意

一括申請をしても、当該年度に単位を修得できない、または卒業できない場合は免許状は交付されない。その場合は免許状申請の取り下げを行う。

【注意事項】

①留年する場合は、次年度あらためて申込をしなければならない。

②一括申請をした免許状取得のために必要な単位を、卒業までに取得できるよう各自よく確認する。

免許状の交付

一括申請を行った学生には学位記授与式（卒業・修了式）当日に免許状が授与される。

個人申請

一括申請をしなかった場合は個人申請となる。その場合は申請および授与は卒業年の4月以降になるので気をつけること。

手続き方法：各自が卒業年の4月以降に居住する都道府県の教育委員会へ申請する。

*各教育委員会によって手続きや提出書類が異なるので、事前に各自で問い合わせること。

大学院修士課程で取得できる教職免許状

大学院修士課程において取得できる専修免許状は、1種免許状をもっていることを前提として授与される、より上級の免許である。

専修免許の取得の方法

- ・学部在学中に既に1種免許を取得している場合

学部で取得した免許状と大学院修士課程の各学部各専攻で課程認定を受けている免許状の教科が同じ場合、修士課程を修了すればその教科の専修免許が取得できる。

なお、修了時に免許状を取得するためには、大学院2年次に一括申請の申し込みをすることが必要である。

※学部の免許状の教科と大学院の各学部各専攻で課程認定を受けている免許状の教科が違う場合専修免許は取得できないので注意すること。

- ・学部在学中に1種免許状を取得していない場合

修士課程在学中に1種免許に必要な単位を修得すれば、免許状を取得することができる。この場合の科目の履修については、本学学部出身者は成績証明書を、他大学出身者は出身大学で交付を受けた教員免許用「学力に関する証明書」を、教務学生支援室に持参し、必ず履修指導を受けること。なお、学部での履修状況によっては在学期間中に免許の取得ができない場合もある。

教員就職

教員就職支援

本学では、教職課程研究室において、教職希望者に対して「教員採用試験対策講座」を開催し、受験のための要点整理や模擬面談等の支援を実施している。また、中学・高等学校からの講師採用等の情報提供なども実施している。

教職課程 Q & A

日頃、教職課程履修者のみなさんから、頻繁に質問のある事項をまとめました。

「履修要項」・「授業概要」（シラバス）の教職課程に関わるページも、しっかり読んでください。

●教職課程の履修について

Q 教員になるつもりはないのですが、家族が教員免許の取得を勧めています。やはり免許は取った方が良いでしょうか？

A 免許の取得については、あなた自身がしっかり考えて決めて下さい。免許取得には、それなりの努力が必要となります。免許は10年の期限付きです。また、教育実習受入れ時に教員採用試験の受験を確認する実習校も増えています。

卒業後に科目等履修生として免許取得する事は不可能ではありませんが、たいへん難しい事です。

Q 免許状には、音楽学部では中学校（音楽）、高等学校（音楽）の2種類ありますが、取れるものは全部取った方が良いでしょうか？

A 教職を志望する場合、高等学校と中学校両方の免許取得が望ましいと思われます。高等学校の教員を志望していても、採用試験の受験資格に、中・高両方の免許取得者であることを条件にするケースが増えています。

Q 小学校の教職員免許は取れないのでしょうか？

A 本学では小学校教諭の免許状は取得できません。本学卒業・修了後（中・高等学校の免許を取得し）小学校教職課程を設置している大学等で必要な追加単位を取得すれば小学校教諭の免許が取得できます。

●教職に関するカリキュラム・履修登録について

Q 卒業するまでに、教員免許は取得できますか？

A 教職課程の履修の進度は各自の履修状況等により異なるため、一概に取得までに何年間かかるとは言えません。ただし、教員免許取得に必要な科目・単位数、およびそれに係る手続きは非常に多いので、遅くとも2回生前期には、教職課程に係る科目の履修を開始し、教職課程を視野に入れた履修計画を立てる必要があります。

●教育実習について

Q 教育実習は、いつ行えば良いですか？

A 3回生または4回生で行うこととなります。ただし、教育実習を受け入れる教育委員会や学校によって、3回生の実習を認めていない所もあります。また、実習生の人数が多い場合4回生が優先されるケースもあります。また、介護等体験と同じ年度に教育実習を行うことはできません。実習を行うまでに履修しなければいけない教科等の条件もありますので留意して下さい。

Q 教育実習の依頼は、実習校を訪問しなくてははいけませんか？

A 訪問することが好ましいです。ただし、実習校が遠方である場合には、実習校の指示に従ってくだ

さい。いずれにしても教育実習オリエンテーションに出席して説明を受けてから行うこと。

Q 高校の免許のみを取得する予定ですが、中学で教育実習を行ってもいいのですか？

A 基本的には、教育実習は、中学、高校いずれで行っても構いません。ただし、中学免許を取得する場合と、高校免許を取得する場合とでは、必要な実習週数が異なります。そのため、必要な実習週数で受入れを行っていただける学校で実習を行う必要があります。

* 中学免許取得の場合（中学・高校共に取得の場合を含む）…実習期間3週間以上

* 高校免許のみ取得の場合…実習期間2週間

Q 中学と高校の免許を取得中です。教育実習は、中学と高校でそれぞれ実施する必要がありますか。

A 必要ありません。いずれかで結構です。ただし、実習期間は、最低3週間必要です。

Q 私は、帰国子女で、中学・高校ともに、海外のインターナショナルスクールを卒業しています。教育実習をインターナショナルスクールで行うことは可能ですか？

A 教育実習は、必ず国内の中学校もしくは高校で行ってください。また、国内であってもインターナショナルスクールでの教育実習はできません。

●免許状の申請について

Q 教員免許状は、大学が発行するのですか？

A 教員免許状は、都道府県の教育委員会が発行します（授与権者は教育委員会です）。

Q 免許状を紛失した場合はどうすればよいですか？

A 免許状の再発行はできません。代わりに、「教員免許状授与証明書」があります。必要な場合は、住民票のある都道府県の教育委員会に発行について問い合わせてください。

●教員就職・教職に係る証明書について

Q 一般の企業に就職する場合、教員免許を持っていれば就職に有利になるのでしょうか。

A 教職員免許状は、学校で教員として働く場合には必要不可欠なものですが、一般の企業の就職に有利になることはほとんどありません。

Q 教職員免許状を取ったら教員になれるのでしょうか？

どれくらいの人が教員になっているのでしょうか？

A 公立学校の教員になるためには教員採用試験を受験しなければなりません。

私立の場合も教員公募され、採用試験等が実施されることが殆どです。

受験資格として、教員免許を持っている（または取得見込み）事が条件となりますが、免許を持っているからと言って必ず教員になれるわけではありません。卒業・修了生で正式教員になれるのは、毎年数名です。それ以外に、常勤・非常勤講師（臨時採用教員）の職には多くの卒業・修了生が就いています。正式教員になるためには、免許取得に加え受験のための準備（勉強）が必要です。

Q 学校の教員職に就くためには、どうしたらよいですか？

A 公立学校の教員になるためには、各都道府県が実施する教員採用試験を、私立学校については、各学校が個別に実施する採用試験を受験し、合格する必要があります。教員職に係る情報については、就職掲示板にも掲示されますので参考にしてください。

●卒業生・大学院生の教員免許取得について

Q 学部在学中に、教員免許に必要な単位をいくつか修得できませんでした。卒業後に京都市立芸術大学で当該科目の単位を修得することはできますか？

A できます。科目等履修生として、履修することになります。科目等履修を希望する場合は、出願（3月下旬）をする必要があります。詳細は、教務学生支援室にお問い合わせください。

Q 学部卒業時に、1種免許状を取得していません。大学院で、1種免許状と専修免許状を同時に取得できますか？

A 制度上は可能です。しかし、学部で全く教職に関わる授業を履修していない場合は、2年間で1種免許を取得することは困難です。勿論、1種免許状の取得ができなければ専修免許状は取得できません。

●その他

Q 教育実習の内諾を得ていますが、実習年度となる来年度は休学する予定です。休学中に教育実習を行うことは可能ですか？

A 休学中に実習をすることはできません。休学する事が決まったら、できるだけ早く教務学生支援室に申し出て、教育実習辞退の手続きを取ってください。

Q 介護等体験の申込みをしていますが、実施年度となる来年度は休学する予定です。休学中に介護等体験を行うことは可能ですか？

A 休学中に介護等体験をすることはできません。休学する事が決まったら、できるだけ早く教務学生支援室に申し出て辞退の手続きを取ってください。

Q 以前に行っていた大学で教職に係る科目をいくつか履修しています。これは、これから、京都市立芸術大学で教職課程を履修するうえで、認められますか？

A 前の大学で履修している科目によって異なります。本学入学前の大学で、教職に係る単位を履修している場合は、当該大学で、教職課程の「学力に関する証明書」を発行していただき、本学の教務学生支援室に持参のうえ、履修相談してください。

Q 以前に行っていた海外の大学で履修した単位は。京都芸大で教職課程を履修するうえで、認められますか？

A : 教職課程の単位については、海外の大学で修得したものは、一切認められません。